



最新マンスリーecoニュース&トピックス

・最近のニュース

21年度に全国自治体が扱った公害苦情件数、8万1,632件

2010.11.12/総務省

公害等調整委員会は平成22年11月12日までに、21年度に全国の地方公共団体が取り扱った公害苦情の受付状況、処理状況をまとめ、ホームページに掲載した。21年度に全国の地方公共団体が受け付けた公害苦情件数は8万1,632件で、20年度の8万6,236件より4,604件(5.3%)減少した。全苦情のうち大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害についての苦情件数は69.4%にあたる5万6,665件で、こちらも20年度より3,038件(5.1%)減少した。典型7公害の中では大気汚染に関する苦情が1万6,665件と最も多く、典型7公害の苦情件数のうち34.1%を占めていた。一方典型7公害以外の苦情も、20年度より1,566件(5.9%)減少し、2万4,967件となった。このうち廃棄物不法投棄に関する苦情が1万2,462件と約5割を占め、この中でも生活系の投棄が9,737件(78.1%)と最も多かった。



環境法改正情報

■エネルギー使用合理化のための特定事業者による「定期報告書」「中長期計画書」の提出期限迫る

特定事業者及び特定連鎖化事業者(年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者)特定事業者及び特定連鎖化事業者は、以下に掲げる措置の期限が迫っている。

⇒ 中長期計画書の提出(期限:毎年7月末日 ただし平成22年においては11月末日)

⇒ エネルギーの使用状況等に関する定期報告書の提出(期限:毎年7月末日 ただし平成22年においては11月末日)

※連鎖化事業者:フランチャイズチェーン

Ecobiz/ecolife エコビズ/エコライフ

いまさら聞けない? 教えて! 「CSR」

Series.2

■欧米企業における考え方と特徴

欧米企業がCSRに期待するものは、「イメージアップ」である。その目的は、消費者のイメージ向上によって顧客誘引力を高めたり、企業価値そのものの向上や株価の上昇に繋がったりすることにある。例えば、大きな災害の被災者に物的・人的支援を行ったり、病院や学校を創設・支援したりと、その活動自体が社外から見えてアピールしやすい「本業の外での社会貢献活動(収益とは無関係なボランティア)」に力点が置かれる事が多くある。

■日本企業における考え方と特徴

日本企業におけるCSRの目的は「利害関係者との調和」であるといえる。取引先・従業員・株主・地域社会など、利害関係者の有無に関わらず、誰かに何らかの不利益を与えて不満を持たれること自体が、企業の持続的発展を妨げる経営上のリスクであるという考えが基本にある。このようなビジネスに対する姿勢は、突然現れたわけではなく、調和を尊ぶ日本社会において経験的に会得されたものである。江戸時代の学者石田梅岩は「二重の利を取り、甘き毒を喰ひ、自死するやうなこと多かるべし」「実の商人は、先も立、我も立つことを思うなり」と、シンプルな言葉でCSRの本質的な精神を表現しており、近江商人の「三方よし」の概念と並んで日本におけるCSRの原点ともいえる。

今回は企業の社会的責任の範囲や実際に企業を取り巻く利害関係者について触れてみたい。

営業に役立つ 環境用語と豆知識 【名古屋議定書】

生物多様性条約に基づき、2010年10月29日に名古屋国際会議場で開催された第10回締約国会議(COP10)にて採択した議定書である。本会議により、遺伝資源の利用と配分(ABS)に関する国際ルールの「名古屋議定書」と、2010年以降の世界目標である「愛知ターゲット」を採択した。

・顧客誘引力
・企業そのものの向上
・株価の上昇

欧米
『イメージアップ』



・利害関係者の有無にかかわらず、誰かに何らかの不利益を与えて不満を持たれること自体が、企業の持続的発展を妨げる経営上のリスク

日本
『利害関係者との調和』



Try for tomorrow
「明日の地球の為に、今できること」

お客様のために常にお役に立ちたい...。そんな思いを大切にエイトマンを毎号ご紹介しませう。



■営業部 次長
中村 高士 氏



営業部の中村です。

私の好きな言葉は「努力」です。その思いを常に忘れないように心がけています。努力することにより、お客様に良いサービスを提供できるようになりました。これからも廃棄物業界のプロとして身近なビジネスパートナーとして、今後もお客様のお役に立てよう頑張ります!!

罰則と判例

鹿嶋の産廃不法投棄:容疑で4人逮捕 2010.11.25/毎日新聞

鹿嶋市津賀の山林で大量の産業廃棄物が不法投棄された事件で、茨城県警生活環境課と境署などは24日、千葉県成田市公津の杜、産廃処理業者社長と同社部長ら2人、同県香取市多古町島、運送業社長の計4人を産廃物処理法違反(再委託基準違反)などの疑いで逮捕した。県警は、中間処理業者がブローカーに処理を違法に丸投げしたとみて調べている。